

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成23年3月31日現在		【参考】 平成22年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		16 (16)	32 (32)	32 (32)
製鋼用電気炉		71 (71)	114 (114)	112 (112)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		14 (13)	34 (32)	29 (27)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		238 (238)	815 (815)	835 (835)
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	-	1,114 (1,108)	1,109 (1,103)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,447 (1,447)	1,461 (1,460)
	2 t/h未満注3)	-	7,527 (7,510)	7,811 (7,793)
	小計	7,623 (7,614)	10,088 (10,065)	10,381 (10,356)
合計		7,962 (7,952)	11,083 (11,058)	11,389 (11,362)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1)注2)

水質基準対象施設	平成23年3月31日現在		【参考】 平成22年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	31 (31)	75 (75)	75 (75)
カーバド法アセロンの製造の用に供するアセロン洗浄施設	40 (40)	55 (55)	55 (55)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	22 (22)	22 (22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジチオサリチンパールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオサリチンパール洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	35 (35)	81 (81)	79 (79)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7 (7)	45 (45)	38 (38)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注 1) 注 2)

水質基準対象施設		平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		7 (7)	251 (251)	252 (252)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	968 (963)	2,112 (2,101)	2,151 (2,137)
	灰の貯留施設	406 (406)	882 (882)	877 (877)
	小計	1,374 (1,369)	2,994 (2,983)	3,028 (3,014)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		16 (16)	126 (126)	127 (127)
加工類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		38 (38)	62 (62)	61 (61)
下水道終末処理施設		222 (222)	259 (259)	256 (256)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		30 (29)	56 (54)	56 (54)
合計		1,820 (1,814)	4,083 (4,070)	4,106 (4,090)

注 1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 (以下「法に基づく届出等」という。) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を () に再掲した。

注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）注1）

	平成22年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	14条 規模変更 注4） d	廃止等 注5） e	平成23年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設注7）		
								平成22年 3月31日 現在の 設置基数	平成23年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6）
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	32	0	0	-	0	32	16	0(0)	0(0)	0(0)
製鋼用電気炉	112	1	1	-	0	114	71	0(0)	0(0)	0(0)
焙焼炉	12	0	0	-	0	12		1(0)	1(0)	
焼結炉	5	1	0	-	0	6		0(0)	0(0)	
溶鉱炉	2	1	0	-	0	3	13	0(0)	0(0)	1(0)
溶解炉	2	0	0	-	0	2		1(0)	1(0)	
乾燥炉	6	3	0	-	0	9		0(0)	0(0)	
小計	27	5	0	-	0	32		2(0)	2(0)	
焙焼炉	27	1	0	-	0	28		0(0)	0(0)	
溶解炉	748	5	2	-	27	728	238	0(0)	0(0)	0(0)
乾燥炉	60	2	0	-	3	59		0(0)	0(0)	
小計	835	8	2	-	30	815		0(0)	0(0)	
4t/h以上	1,103	26	0	-2	21	1,108		6(2)	6(2)	
2t/h以上～4t/h未満	1,460	9	0	-1	22	1,447		1(1)	0(0)	
2t/h未満	7,793	88	3	-6	374	7,510		18(11)	17(9)	
200kg/h以上～2t/h未満	2,772	24	1	-6	110	2,686		12(7)	12(5)	
100kg/h以上～200kg/h未満	3,433	40	1	0	167	3,308		5(3)	4(3)	
50kg/h以上～100kg/h未満	1,109	17	1	0	68	1,059		1(1)	1(1)	
50kg/h未満（0.5m ³ 以上）	479	7	0	0	29	457		0(0)	0(0)	
小計	10,356	123	3	-9	417	10,065	7,614	25(14)	23(11)	16(7)
合計	11,362	137	6	-9	447	11,058	7,952	27(14)	25(11)	17(7)

注1）法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたものうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5）構造等変更届出がなされたものうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1）}

大気基準適用施設		平成23年3月31日現在の設置基数 ^{注2）}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3）} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4）} b	法施行後 設置 ^{注5）} c
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		32 (32)	29 (29)	-	3 (3)
製鋼用電気炉		114 (114)	100 (100)	5 (5)	9 (9)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		34 (32)	18 (18)	-	16 (14)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		815 (815)	517 (517)	-	298 (298)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,114 (1,108)	681 (675)	104 (104)	329 (329)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,447 (1,447)	1,062 (1,062)	118 (118)	267 (267)
	2 t/h未満 ^{注6）}	7,527 (7,510)	4,641 (4,631)	366 (365)	2,520 (2,514)
	小計	10,088 (10,065)	6,384 (6,368)	588 (587)	3,116 (3,110)
合計		11,083 (11,058)	7,048 (7,032)	593 (592)	3,442 (3,434)

注1）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注3）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）注1）

	平成22年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	法・瀬戸 内法間の 移行注4） d	廃止等 注5） e	平成23年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設注7）	
								平成22年 3月31日 現在の 設置基数	平成23年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩H ₂ PO ₄ ⁻ （ナトリウム）又は亜硫酸塩H ₂ PO ₃ ⁻ （ナトリウム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	75	0	0	0	0	75	31	0(0)	0(0)
カーボン法でリンの製造の用に供するアセリン洗浄施設	55	0	0	0	0	55	40	0(0)	0(0)
硫酸剤の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	22	0	0	0	0	22	5	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)
塩化ニッケルの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0(0)	0(0)
カドミウムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シバキ分離施設、廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
加鉛アセチレン又は加鉛アセチレンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)
4-加鉛酢水素ナトリウムの製造の用に供する過硫酸及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
2,3-ジクロロ-1,4-ジエチレンの製造の用に供する過硫酸及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
ソルボキシエチレンの製造の用に供する二酸化炭素分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化炭素体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルアセチレン洗浄施設及び熱乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0(0)	0(0)
リン酸又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、還元集じん施設	79	2	0	0	0	81	35	0(0)	0(0)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、還元集じん施設	38	7	0	0	0	45	7	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの全量の回収の用に供する施設のうち過硫酸、精製施設及び廃ガス洗浄施設	252	2	0	0	3	251	7	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 あつて汚水又は廃液を排出するもの	2,137	26	8	1	70	2,101	963	14(8)	11(3)
	877	13	4	1	12	882	406	0(0)	0(0)
灰の貯留施設	3,014	39	12	2	82	2,983	1,369	14(8)	11(3)
小計	127	1	0	0	2	126	16	0(0)	0(0)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	61	1	0	0	0	62	38	0(0)	0(0)
70種類の破壊の用に供する施設のうち75反応施設、廃力大洗浄施設及び湿式集じん施設	256	3	2	-	2	259	222	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設	54	1	0	0	1	54	29	2(0)	2(1)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	4,090	56	14	2	90	4,070	1,814	16(8)	13(4)
合計									

注1)法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
 注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。
 注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。
 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7)法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 I - 6 (1a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	焼結鉍の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	13	1				14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12					12
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別 - 政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場 数 <small>注1)</small>	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 <small>注1)</small>	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								2	3					3
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	4	4		1			5
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	2	6					6
福山市	2	5					5							
下関市														
高松市								1	1					1
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
合計	16	32	0	0	0	0	32	71	112	1	1	0	0	114

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					22年度末施設数 (a+b+c-e-f)
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2				2						
茨城県	2	2				2						
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	2	2				2						
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2				2						
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県		1				1						
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					22年度末施設数 (a+b+c-e-f)
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1	1					1	1				1
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	3	1					1	3	1			4
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1	1					1					
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	13	12	0	0	0	0	12	5	1	0	0	6

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1	1				2						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2					2
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	1	1				2	2	2				4
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	4		2			6	8	3				11
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	6	3	0	0	0	9	27	5	0	0	0	32

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	6						18	1				4	15
青森県													
岩手県													
宮城県	1						2					1	1
秋田県													
山形県	1						2						2
福島県	4	1					1	25					25
茨城県	6	3					3	28					28
栃木県	13	3					3	59					59
群馬県	4	1					1	7					7
埼玉県	11							44					44
千葉県	4							8					8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3							13					13
富山県	16							38					38
石川県	1							1					1
福井県	4							17					17
山梨県	2							3					3
長野県	4							15				2	13
岐阜県	3							3					3
静岡県	16	4					4	61	2			3	60
愛知県	40	8					8	112	1			8	105
三重県	8	2					2	31					31
滋賀県	4							18				2	16
京都府	2							4					4
大阪府	4							11					11
兵庫県	5	1	1				2	8					8
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1							2					2
広島県	1							3					3
山口県	2							3					3
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	5							19					19
佐賀県	3							3	1				4
長崎県	1							1					1
熊本県	8							27				2	25
大分県	1							1					1
宮崎県	1							1					1
鹿児島県	2							2					2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1						3					3	
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	4						20					20	
浜松市	1						2					2	
名古屋市	3						18					18	
京都市	1						8	2		2		8	
大阪市	1						2					2	
堺市	4						6					6	
神戸市													
岡山市													
広島市	1						1					1	
北九州市	4	1					1	3				3	
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1						1					1	
郡山市													
いわき市	1						1					1	
宇都宮市													
前橋市	2						3					3	
川越市	1						1					1	
船橋市							1				1		
柏市													
横須賀市													
富山市	3						6					6	
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2						5					5	
岡崎市	1						2					2	
豊田市	7						30				1	29	
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2					2	14				14	
尼崎市													
西宮市													
奈良市	1						1					1	
和歌山市													
倉敷市	2						8					8	
福山市													
下関市	2						12					12	
高松市	1						1					1	
松山市	1						1					1	
高知市													
久留米市	1						3					3	
長崎市													
熊本市													
大分市	1						2					2	
宮崎市													
鹿児島市	1						2				1	1	
合計	238	27	1	0	0	0	28	748	5	2	0	27	728

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道							18	1			4	15
青森県												
岩手県												
宮城県							2				1	1
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	28					28
茨城県	3	1			1	3	34	1			1	34
栃木県	2					2	64					64
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	48					48
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							13					13
富山県							38					38
石川県							1					1
福井県	2					2	19					19
山梨県	1					1	4					4
長野県	2					2	17				2	15
岐阜県							3					3
静岡県	6					6	71	2			3	70
愛知県	9					9	129	1			8	122
三重県	2					2	35					35
滋賀県	3					3	21				2	19
京都府							4					4
大阪府	4					4	15					15
兵庫県							9	1				10
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	2					2	5					5
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	3				1	2	22				1	21
佐賀県							3	1				4
長崎県							1					1
熊本県	1	1			1	1	28	1			3	26
大分県							1					1
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種別別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							20					20
浜松市							2					2
名古屋市							18					18
京都市	1					1	9	2		2		9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	2					2
北九州市							4					4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
川越市							1					1
船橋市							1			1		
柏市												
横須賀市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5					5	35			1		34
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1					1
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							2			1		1
合 計	60	2	0	0	3	59	835	8	2	0	30	815

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	事業場数 注1)	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満								
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)
北海道	205	18						18	27							27
青森県	109	10						10	24						1	23
岩手県	120	2						2	25							25
宮城県	114	6						6	28							28
秋田県	60	3						3	13							13
山形県	112	7						7	11	1						12
福島県	96	5						5	31						1	30
茨城県	334	25	2			1		28	65							65
栃木県	163	10						10	33							33
群馬県	119	16						16	26				1			27
埼玉県	243	43						43	81						1	80
千葉県	287	45	2				1	46	76	1					2	75
東京都	205	108	2		1	1	1	109	45	1						46
神奈川県	97	29	5					34	29						1	28
新潟県	172	8						8	51	2						53
富山県	75	6						6	15							15
石川県	74								12							12
福井県	98	6						6	14	1						15
山梨県	66	3						3	22							22
長野県	152	7						7	29							29
岐阜県	100	2						2	32							32
静岡県	266	31			1		2	28	46			1				45
愛知県	210	47	1				2	46	49							49
三重県	176	17						17	37						2	35
滋賀県	103	5						5	21							21
京都府	66	6						6	13							13
大阪府	100	39					3	36	40						1	39
兵庫県	208	19						19	36						1	35
奈良県	166	5	1					6	24							24
和歌山県	76								12							12
鳥取県	79	5						5	6							6
島根県	71	5						5	10							10
岡山県	102	4						4	14	1						15
広島県	123	9						9	21							21
山口県	124	13						13	25						1	24
徳島県	135	2						2	23							23
香川県	119	7						7	8							8
愛媛県	167	6						6	20							20
高知県	117								14							14
福岡県	218	15						15	31						1	30
佐賀県	88	4						4	13							13
長崎県	89	8						8	14	1						15
熊本県	103	2						2	25							25
大分県	52	1	2					3	13							13
宮崎県	67	9						9	8							8
鹿児島県	139								24							24
沖縄県	71	8						8	22						4	18

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	13	11						11	8							8	
仙台市	18	10						10	5							5	
さいたま市	18	11						11	3							3	
千葉市	36	13						13	3							3	
横浜市	60	27						27	4							4	
川崎市	28	24						24	6							6	
相模原市	11	7						7	1							1	
新潟市	48	12						12	10							10	
静岡市	45	10					4	6	4						1	3	
浜松市	39	8						8	11							11	
名古屋市	40	17	2					19	1							1	
京都市	44	21						21	1							1	
大阪市	29	28					2	26	7							7	
堺市	31	13	2					15	3						1	2	
神戸市	25	17					2	15	3							3	
岡山市	40	8						8	1							1	
広島市	42	7	2					9	4							4	
北九州市	32	19						19	4						1	3	
福岡市	14	9						9	4							4	
函館市	6	3						3									
旭川市	10	2						2	2							2	
青森市	27	6						6	6							6	
盛岡市	21	3						3	3							3	
秋田市	13	4						4	3							3	
郡山市	18	4						4	2							2	
いわき市	21	15						15	5							5	
宇都宮市	16	7						7	4							4	
前橋市	29	3						3	4							4	
川越市	11	4					2	2	3							3	
船橋市	11	8						8	2							2	
柏市	13	5						5	3							3	
横須賀市	8	5						5	3							3	
富山市	34	2						2									
金沢市	27	7						7	4							4	
長野市	17	3						3	1							1	
岐阜市	17	5						5	6							6	
豊橋市	11	3						3	3	1						4	
岡崎市	18	7						7									
豊田市	15	4						4	3							3	
大津市	13								7							7	
高槻市	7	5						5	2							2	
東大阪市	6	8						8	3							3	
姫路市	29	13					2	11	11						1	10	
尼崎市	12	7						7	3							3	
西宮市	5	5	2					7	1							1	
奈良市	23	4						4									
和歌山市	37	6						6	4							4	
倉敷市	33	11						11	12							12	
福山市	49	4						4	6							6	
下関市	14	2						2	1							1	
高松市	24	5						5									
松山市	27	5	3					8	3							3	
高知市	24	3						3	1							1	
久留米市	16	3						3									
長崎市	17	4						4									
熊本市	18	4						4	1							1	
大分市	28	9						9	2							2	
宮崎市	13	3						3	3						2	1	
鹿児島市	27	4						4	2							2	
合計	7614	1103	26	0	2	2	0	21	1108	1460	9	0	1	1	0	22	1447

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満										
	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	116						2	114	79							2	77
青森県	33						1	32	55							2	53
岩手県	30							30	74							4	70
宮城県	31							31	55	1						5	51
秋田県	52						1	51	22							2	20
山形県	28	1					1	28	65	3						7	61
福島県	51							51	17								17
茨城県	84	2		1			8	77	215							13	202
栃木県	48							48	85							4	81
群馬県	49			1			1	47	38							1	37
埼玉県	93						3	90	33	1						3	31
千葉県	78	2					3	77	146	2						8	140
東京都	46							46	55	1						4	52
神奈川県	34						3	31	37							1	36
新潟県	65						5	60	69							2	67
富山県	20						1	19	38							1	37
石川県	25							25	45	1						2	44
福井県	32						1	31	51							3	48
山梨県	25							25	30							3	27
長野県	78						8	70	59	1						2	58
岐阜県	73						2	71	90							2	88
静岡県	90			1	3		5	87	112							7	105
愛知県	99	1					4	96	61	1						6	56
三重県	61							61	88	1	1					3	87
滋賀県	39							39	43							2	41
京都府	29	1					1	29	38							3	35
大阪府	46						2	44	23							1	22
兵庫県	72							72	112	1						1	112
奈良県	41						1	40	109	1						4	106
和歌山県	34							34	40							5	35
鳥取県	37						1	36	41	2						2	41
島根県	32						3	29	29	1							30
岡山県	46							46	58							1	57
広島県	58						3	55	60	2						5	57
山口県	53			1	1		4	49	52							1	51
徳島県	52						1	51	83	3						4	82
香川県	30						2	28	67	2						5	64
愛媛県	53							53	79	1						4	76
高知県	32						2	30	63	1							64
福岡県	58						4	54	95	2						7	90
佐賀県	50						5	45	43	1						1	43
長崎県	58	2						60	35							2	33
熊本県	45						1	44	40	1						2	39
大分県	20						1	19	19	1						2	18
宮崎県	22		1				2	21	36	1						2	35
鹿児島県	46	2						48	75							1	74
沖縄県	33	2					3	32	29	1						2	28

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	1							1	4							4
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	7						2	5	17							17
横浜市	9						3	6	12						1	11
川崎市	17						1	16	1							1
相模原市	11						2	9	3							3
新潟市	18						1	17	21							21
静岡市	10						1	9	28						4	24
浜松市	21							21	18							18
名古屋市	3							3	18						1	17
京都市	9	2					1	10	15							15
大阪市	9							9	4							4
堺市	5	1		1				5	14				1		1	14
神戸市	3							3	13						1	12
岡山市	32						2	30	15	1					1	15
広島市	33	2					4	31	12							12
北九州市	18	2					1	19	11							11
福岡市	5							5	5							5
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3							3	13	2					1	14
盛岡市	5	1						6	8	2						10
秋田市	6							6	3							3
郡山市	1							1	7							7
いわき市	6							6	3							3
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	5						2	3	18						1	17
川越市	2							2	3							3
船橋市	1							1	5						2	3
柏市	2							2	6							6
横須賀市	1							1	2							2
富山市	10							10	16							16
金沢市	6							6	9	1					2	8
長野市	12						1	11	7							7
岐阜市	5							5	6							6
豊橋市	4							4	4							4
岡崎市	7						1	6	10						3	7
豊田市	3							3	4							4
大津市	3							3	5							5
高槻市	2							2	5							5
東大阪市	2							2	2							2
姫路市	6							6	13							13
尼崎市	5						1	4	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	11						1	10	14							14
倉敷市	19							19	5							5
福山市	14							14	33						2	31
下関市	8							8	6							4
高松市	8							8	9							9
松山市	10	2						12	14							14
高知市	3	1					1	3	18							18
久留米市	4							4	7							7
長崎市	3							3	8						1	7
熊本市	5							5	9							9
大分市	15			1	1			15	7	1						8
宮崎市	2							2	8							8
鹿児島市	13							13	11							11
合計	2772	24	1	6	5	0	110	2686	3433	40	1	0	1	0	167	3308

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	20						1	19	11							11
青森県	10							10	8	1					1	8
岩手県	12						1	11	1							1
宮城県	10	2						12	6						1	5
秋田県	1							1	3							3
山形県	6							6	8						1	7
福島県	15							15	9							9
茨城県	33							33	12						2	10
栃木県	26							26	10	1					1	10
群馬県	24		1				2	23	5							5
埼玉県	88	2					7	83	16						3	13
千葉県	32						2	30	16	1					1	16
東京都	58	1					7	52	25						2	23
神奈川県	18						1	17	4							4
新潟県	29						4	25	19							19
富山県	9							9	2							2
石川県	6							6	1							1
福井県	12						1	11	6	1						7
山梨県	9	1					2	8	6							6
長野県	14							14	6							6
岐阜県	51						1	50	11							11
静岡県	40	1					4	37	25						3	22
愛知県	27						2	25	10							10
三重県	25						2	23	10						1	9
滋賀県	14							14	11						1	10
京都府	6							6								
大阪府	8							8	9						2	7
兵庫県	34						3	31	9							9
奈良県	15	1						16	3							3
和歌山県	9						1	8	5							5
鳥取県	7							7	1							1
島根県	4							4	8							8
岡山県	4	1						5	6	1					1	6
広島県	13	3						16	15							15
山口県	22							22	9							9
徳島県	9	1						10	4							4
香川県	16							16	7							7
愛媛県	29							29	16							16
高知県	15							15	4							4
福岡県	40						6	34	15						2	13
佐賀県	9						1	8	5						1	4
長崎県	3							3	4							4
熊本県	8						1	7	9							9
大分県	8							8	3							3
宮崎県	3						1	2								
鹿児島県	13	2					2	13	7							7
沖縄県	11						1	10	6							6

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	2 1 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 2 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	2 1 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 2 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	3							3	2							2
仙台市	1							1	1						1	
さいたま市	10					1	3	6	3							3
千葉市	9							9	3							3
横浜市	30						1	29	5							5
川崎市	4							4	4						1	3
相模原市	2							2								
新潟市	9							9	2							2
静岡市	13						2	11	4							4
浜松市	4						1	3	1							1
名古屋市	9							9	7							7
京都市	14	1						15	2							2
大阪市	7							7								
堺市	6							6	2							2
神戸市	3							3	1							1
岡山市	3						1	2	2							2
広島市	1							1	2							2
北九州市		1						1	3							3
福岡市																
函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4							4
盛岡市	2							2	7						2	5
秋田市									1							1
郡山市	4							4								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1							1
前橋市	3							3	2						2	
川越市	2							2		1						1
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	8							8	2							2
金沢市	7							7	1							1
長野市	1						1									
岐阜市	4						2	2	1							1
豊橋市	1							1								
岡崎市	6							6								
豊田市	3							3								
大津市	1						1									
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	6						1	5	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市									1	1						2
奈良市	6							6	2							2
和歌山市	5						1	4	7							7
倉敷市	2							2	3							3
福山市	4							4								
下関市									1							1
高松市	2							2								
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2							2	1							1
大分市	2							2	4							4
宮崎市	1							1	1							1
鹿児島市	3							3	1							1
合計	1109	17	1	0	0	1	67	1059	479	7	0	0	0	0	29	457

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 0 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合 計										
	小 計						事業場数 注1)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)		
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)										廃止 (f)	
北海道	271					5	266	215	293	1					9	285	
青森県	140	1				5	136	111	143	1					5	139	
岩手県	144					5	139	120	144						5	139	
宮城県	136	3				6	133	116	140	3					7	136	
秋田県	94					3	91	60	94						3	91	
山形県	125	5				9	121	113	127	5					9	123	
福島県	128					1	127	101	158						1	157	
茨城県	434	4		1	1	23	415	346	477	5		1	1		24	458	
栃木県	212	1				5	208	178	278	1					5	274	
群馬県	158		1	1	1	4	155	124	169		1	1	1		4	166	
埼玉県	354	3				17	340	259	407	3					17	393	
千葉県	393	8				17	384	292	404	8					17	395	
東京都	337	5		1	1	14	328	207	340	5		1	1		14	331	
神奈川県	151	5				6	150	98	152	5					6	151	
新潟県	241	2				11	232	177	257	2					11	248	
富山県	90					2	88	92	129						2	127	
石川県	89	1				2	88	75	90	1					2	89	
福井県	121	2				5	118	102	140	2					5	137	
山梨県	95	1				5	91	68	99	1					5	95	
長野県	193	1				10	184	156	210	1					12	199	
岐阜県	259					5	254	103	262						5	257	
静岡県	344	1		3	3	21	324	282	415	3		3	3		24	394	
愛知県	293	3				14	282	258	440	5					22	423	
三重県	238	1	1			8	232	184	273	1	1				8	267	
滋賀県	133					3	130	107	154						5	149	
京都府	92	1				4	89	68	96	1					4	93	
大阪府	165					9	156	107	184						9	175	
兵庫県	282	1				5	278	215	293	2					5	290	
奈良県	197	3				5	195	166	197	3					5	195	
和歌山県	100					6	94	76	100						6	94	
鳥取県	97	2				3	96	79	97	2					3	96	
島根県	88	1				3	86	73	92	1					3	90	
岡山県	132	3				2	133	103	135	3					2	136	
広島県	176	5				8	173	125	181	5					8	178	
山口県	174			1	1	6	168	130	191			1	1		6	185	
徳島県	173	4				5	172	135	173	4					5	172	
香川県	135	2				7	130	121	137	2					7	132	
愛媛県	203	1				4	200	168	206	1					4	203	
高知県	128	1				2	127	117	128	1					2	127	
福岡県	254	2				20	236	224	278	4					21	261	
佐賀県	124	1				8	117	92	128	2					8	122	
長崎県	122	3				2	123	90	123	3					2	124	
熊本県	129	1				4	126	112	159	2					7	154	
大分県	64	3				3	64	53	65	3					3	65	
宮崎県	78	1	1			5	75	68	79	1	1				5	76	
鹿児島県	165	4				3	166	141	167	4					3	168	
沖縄県	109	3				10	102	72	110	3					10	103	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 0 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計										
	小 計						事業場数 注1)	21年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年度末 施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)		
	21年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)										廃止 (f)	22年度末 施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	29						29	14	30								30
仙台市	28					1	27	20	31						1		30
さいたま市	34					1	3	30	18	34					1	3	30
千葉市	52						2	50	38	54						2	52
横浜市	87						5	82	61	91						5	86
川崎市	56						2	54	30	61						2	59
相模原市	24						2	22	11	24						2	22
新潟市	72						1	71	48	72						1	71
静岡市	69						12	57	49	89					12		77
浜松市	63						1	62	40	65						1	64
名古屋市	55	2					1	56	44	74	2					1	75
京都市	62	3					1	64	45	71	3	2				3	73
大阪市	55						2	53	36	67						2	65
堺市	43	3		1	1		2	44	37	55	3		1	1		2	56
神戸市	40						3	37	25	40						3	37
岡山市	61	1					4	58	40	61	1					4	58
広島市	59	4					4	59	43	61	4					4	61
北九州市	55	3					2	56	42	66	3	1				2	68
福岡市	23							23	14	23							23
函館市	9							9	6	9							9
旭川市	12							12	10	12							12
青森市	35	2					1	36	27	35	2					1	36
盛岡市	28	3					2	29	21	28	3					2	29
秋田市	17							17	14	18							18
郡山市	18							18	18	18							18
いわき市	31							31	23	36							36
宇都宮市	24							24	17	25							25
前橋市	35						5	30	31	38						5	33
川越市	14	1					2	13	12	15	1					2	14
船橋市	19						2	17	12	21						3	18
柏市	18							18	13	18							18
横須賀市	17							17	8	17							17
富山市	38							38	38	47							47
金沢市	34	1					2	33	27	34	1					2	33
長野市	24						2	22	17	24						2	22
岐阜市	27						2	25	18	29						2	27
豊橋市	15	1						16	14	21	1						22
岡崎市	30						4	26	19	32						4	28
豊田市	17							17	22	52						1	51
大津市	16						1	15	13	16						1	15
高槻市	14							14	7	14							14
東大阪市	17							17	6	17							17
姫路市	50						4	46	37	79	3					4	78
尼崎市	20						1	19	12	20						1	19
西宮市	8	3						11	5	8	3						11
奈良市	28							28	24	29							29
和歌山市	47						2	45	41	53						2	51
倉敷市	52							52	38	70							70
福山市	61						2	59	51	66						2	64
下関市	18						2	16	16	30						2	28
高松市	24							24	26	26							26
松山市	33	5						38	28	34	5						39
高知市	27	1					1	27	24	27	1					1	27
久留米市	20							20	17	23							23
長崎市	19						1	18	17	19						1	18
熊本市	22							22	18	22							22
大分市	39	1		1	1			40	30	43	1		1	1			44
宮崎市	18						2	16	13	18						2	16
鹿児島市	34							34	28	36						1	35
合 計	10356	123	3	9	9	1	416	10065	7952	11362	137	6	9	9	1	446	11058

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(セルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	6	16						16	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6						6
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	1	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	4						4	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	6						6								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括－政令市別)

	硫酸塩 ^{バ^ルブ^ル} (クワト ^{バ^ルブ^ル})又は亜硫酸 ^{バ^ルブ^ル} (サルファイト ^{バ^ルブ^ル})の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カ ^{バ^ルブ^ル} 法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^{注3)}	既設 ^(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^(d2) ^{注5)}	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市								1	1							1
横浜市								1	3							3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3					3	1	1							1
静岡市								1	4							4
浜松市								2	5							5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市								2	2							2
神戸市																
岡山市																
広島市								1	1							1
北九州市								2	2							2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3					3									
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1					1									
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市								1	1							1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市								1	1							1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市								1	1							1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	31	75	0	0	0	0	75	40	55	0	0	0	0	0	0	55

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アクリル繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3						3
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	13						13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	2						2
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	硫酸カラムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22	0	0	0	0	0	22

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2						2								
東京都																
神奈川県	1	2						2								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	4	7	0	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カドミウム等の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シロホキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はシクロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	3						3								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市								1	2							2
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	2	0	0	0	0	0	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロフル酸水素トリウム ^{注2)} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1	3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3					3									
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	4-クロロフル酸水素トリムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ジオキサンがイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンがイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							2
茨城県								2	4							4
栃木県								1	4							4
群馬県																
埼玉県								1	1							1
千葉県								1	1							1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県								5	10							10
石川県																
福井県								2	5							5
山梨県																
長野県																
岐阜県								1	1							1
静岡県								5	18							18
愛知県								2	3							3
三重県								1	2							2
滋賀県								4	5							5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7	1							1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	ジコサジソバノイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジコサジソバノイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									1	2						2
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市																
名古屋市									1	8						8
京都市									1	4	2					6
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	35	79	2	0	0	0	0	81

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちの ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	9						9								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									4	49	1					50
千葉県																
東京都																
神奈川県									1	9						9
新潟県																
富山県			1					1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	194	1				3	192
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	7						7								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市	1	10	6					16								
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	7	38	7	0	0	0	0	45	7	252	2	0	0	0	3	251

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)
北海道	19	45						45	8	13							13
青森県	19	40		4				44	1	14		1					15
岩手県	5	5						5									
宮城県	1	6						6									
秋田県	2	3						3	5	7							7
山形県	14	13	1					14	8	8							8
福島県	9	26						26	19	25							25
茨城県	44	74					3	71	14	18							18
栃木県	3	5						5	5	6							6
群馬県	3	6						6	8	8							8
埼玉県	62	143	2				1	144	21	41							41
千葉県	36	91	2				5	88	15	39							39
東京都	35	140					2	138	18	88	5	1					94
神奈川県	15	57	3				3	57	6	15	1	2				1	17
新潟県	19	24					1	23	17	20	1						21
富山県	7	26						26	2	5							5
石川県	4	5						5	5	6							6
福井県	11	27						27	5	8							8
山梨県	5	8						8	4	4							4
長野県	29	79					2	77		24							24
岐阜県	30	39						39									
静岡県	42	63						63	4	12							12
愛知県	33	60					4	56	17	23						1	22
三重県	19	34						34	7	9							9
滋賀県	3	9						9	1	2							2
京都府	5	9					1	8	7	11							11
大阪府	36	113					5	108	2	31						2	29
兵庫県	22	45						45	27	31						1	30
奈良県	18	26						26	7	10							10
和歌山県	4	4						4	13	16							16
鳥取県	6	14					1	13	10	18							18
島根県	20	26	1				2	25	2	3							3
岡山県	12	17						17	6	12							12
広島県	9	17						17	4	5							5
山口県	23	55					5	50		2							2
徳島県	19	37						37	6	8							8
香川県	11	17					1	16	6	12							12
愛媛県	9	16						16	2	2							2
高知県	7	9						9									
福岡県	25	46	1				3	44	9	18							18
佐賀県	7	11	2					13	6	6						1	5
長崎県	9	15						15	6	8							8
熊本県	4	6						6	2	3							3
大分県																	
宮崎県	1	1						1	1	1							1
鹿児島県																	
沖縄県	17	27	3				4	26	6	6							6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未 ^{注6)} 満変更 ^{注5)} (e)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未 ^{注6)} 満変更 ^{注5)} (e)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)
札幌市	1	9						9	4	8							8	
仙台市	4	8						8	3	3							3	
さいたま市	3	5						5	3	6							6	
千葉市	5	18						18	2	11							11	
横浜市	4	16						16	4	22							22	
川崎市	13	37					3	34	5	5							5	
相模原市	10	28					4	24		8						1	7	
新潟市	7	11					1	10	2	5							5	
静岡市	5	7						7	2	4						2	2	
浜松市	4	12						12		1							1	
名古屋市	5	22	2					24	1	4							4	
京都市	8	17						17		6							6	
大阪市	9	28						28		10							10	
堺市	4	5					1	4	6	7	2						9	
神戸市	5	12	2				2	12	2	5							5	
岡山市	10	11						11	2	5						1	4	
広島市	17	34	4				1	37	1	8	1						9	
北九州市	9	29	2					31	7	57	2						59	
福岡市	4	17						17	1	5							5	
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	2	3							3	
盛岡市	1	2						2	1	1							1	
秋田市	3	9						9	1	2							2	
郡山市									2	2							2	
いわき市	7	20		4				24										
宇都宮市	5	13						13		5							5	
前橋市	1	3					2	1	2	6							6	
川越市	4	7					2	5	2	5						1	4	
船橋市									2	2							2	
柏市																		
横須賀市	3	13						13	1	5							5	
富山市	4	8						8	1	1							1	
金沢市	3	4						4										
長野市	5	12					2	10	1	1							1	
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		2	1					3	3	4							4	
岡崎市	2	7					4	3	1	3							3	
豊田市	2	4						4	4	5							5	
大津市	1	3						3	1	1							1	
高槻市	2	12						12		3							3	
東大阪市		12						12										
姫路市	7	23					4	19	2	14						1	13	
尼崎市	7	21					1	20	3	4							4	
西宮市									3	2	1						3	
奈良市	1	2						2	1	2							2	
和歌山市	3	4						4	2	3							3	
倉敷市	12	34						34	3	5							5	
福山市	6	12			1			12	3	5			1				5	
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2							2	
松山市	2	4						4										
高知市	2	2						2	1	2							2	
久留米市	2	2						2	1	1							1	
長崎市	4	6						6		2							2	
熊本市		2						2	2	2							2	
大分市	4	17						17		2							2	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市									2	3							3	
合計	963	2137	26	8	1	0	0	70	2101	406	877	13	4	1	0	0	12	882

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計															
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)
北海道	27	58						58	1	3						3
青森県	20	54		5				59								
岩手県	5	5						5								
宮城県	1	6						6								
秋田県	7	10						10								
山形県	22	21	1					22	1	26						26
福島県	28	51						51								
茨城県	58	92					3	89								
栃木県	8	11						11								
群馬県	11	14						14								
埼玉県	83	184	2				1	185								
千葉県	51	130	2				5	127		2					2	
東京都	53	228	5	1			2	232	1	3						3
神奈川県	21	72	4	2			4	74								
新潟県	36	44	1				1	44		1						1
富山県	9	31						31								
石川県	9	11						11								
福井県	16	35						35								
山梨県	9	12						12								
長野県	29	103					2	101								
岐阜県	30	39						39								
静岡県	46	75						75								
愛知県	50	83					5	78	1	1						1
三重県	26	43						43								
滋賀県	4	11						11								
京都府	12	20						19								
大阪府	38	144					7	137								
兵庫県	49	76					1	75								
奈良県	25	36						36								
和歌山県	17	20						20								
鳥取県	16	32					1	31								
島根県	22	29	1				2	28								
岡山県	18	29						29								
広島県	13	22						22	1	1						1
山口県	23	57					5	52								
徳島県	25	45						45								
香川県	17	29					1	28								
愛媛県	11	18						18								
高知県	7	9						9								
福岡県	34	64	1				3	62								
佐賀県	13	17	2				1	18								
長崎県	15	23						23								
熊本県	6	9						9								
大分県																
宮崎県	2	2						2								
鹿児島県																
沖縄県	23	33	3					32								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設									
	小 計																
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未満変更 ^{注6)} (e)	廃止 ^{注6)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注6)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)
札幌市	5	17						17									
仙台市	7	11						11									
さいたま市	6	11						11									
千葉市	7	29						29	1	1						1	
横浜市	8	38						38	1	1						1	
川崎市	18	42					3	39	1	26						26	
相模原市	10	36					5	31									
新潟市	9	16					1	15									
静岡市	7	11					2	9									
浜松市	4	13						13									
名古屋市	6	26	2					28	1	1						1	
京都市	8	23						23									
大阪市	9	38						38	2	5						5	
堺市	10	12	2				1	13									
神戸市	7	17	2				2	17									
岡山市	12	16					1	15									
広島市	18	42	5				1	46	1	1						1	
北九州市	16	86	4					90	1	13	1					14	
福岡市	5	22						22									
函館市																	
旭川市																	
青森市	5	6						6									
盛岡市	2	3						3									
秋田市	4	11						11									
郡山市	2	2						2									
いわき市	7	20		4				24									
宇都宮市	5	18						18									
前橋市	3	9					2	7									
川越市	6	12					3	9									
船橋市	2	2						2									
柏市																	
横須賀市	4	18						18									
富山市	5	9						9	2	2						2	
金沢市	3	4						4									
長野市	6	13					2	11									
岐阜市	4	4						4									
豊橋市	3	6	1					7									
岡崎市	3	10					4	6									
豊田市	6	9						9	1	40						40	
大津市	2	4						4									
高槻市	2	15						15									
東大阪市		12						12									
姫路市	9	37					5	32									
尼崎市	10	25					1	24									
西宮市	3	2	1					3									
奈良市	2	4						4									
和歌山市	5	7						7									
倉敷市	15	39						39									
福山市	9	17			2			17									
下関市																	
高松市	4	5						5									
松山市	2	4						4									
高知市	3	4						4									
久留米市	3	3						3									
長崎市	4	8						8									
熊本市	2	4						4									
大分市	4	19						19									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	2	3						3									
合 計	1369	3014	39	12	2	0	0	82	2983	16	127	1	0	0	0	2	126

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種別・総括一都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 魔ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	2	3						3	3	3				3
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都									21	21				21
神奈川県	1	2						2	13	14		1		15
新潟県														
富山県	1	2						2	3	3	1			4
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県	1	1						1	3	3				3
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	2	3						3	2	2				2
愛知県	3	4						4	7	7				7
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	2	2				2
京都府									2	2				2
大阪府	1	2						2	14	14				14
兵庫県									5	5				5
奈良県									1	2				2
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									1	1				1
広島県	1	2						2						
山口県									1	2				2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2	1	1				1
長崎県									2	2				2
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	2	2						2		1			1	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	700類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								5	5					5
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	5					5
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	3	4				4
浜松市								2	2					2
名古屋市								6	6	1				7
京都市								4	4					4
大阪市								9	8		1			9
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市								4	5				1	4
岡山市								1	1					1
広島市								5	7					7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
前橋市								1	3					3
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2					2
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市	1		1					1	2	2	1			3
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市								1	1					1
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市								2	2					2
西宮市								2	2					2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1						1						
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
久留米市														
長崎市									1	1				1
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								1	1					1
鹿児島市	1	3						3	1	1				1
合計	38	61	1	0	0	0	0	62	222	256	3	2	2	259

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未満変更 ^{注5)} (e)	廃止 ^{注5)} (f)
北海道								41	84							84
青森県								24	72		5					77
岩手県		1					1	7	8							8
宮城県		2					2	6	17							17
秋田県		1					1	7	11							11
山形県								23	47	1						48
福島県		1					1	32	61							61
茨城県								68	115						3	112
栃木県	1	1					1	15	21							21
群馬県								17	21							21
埼玉県								102	251	3					1	253
千葉県	3	4					4	62	147	2					7	142
東京都								75	252	5	1				2	256
神奈川県								38	100	4	3				4	103
新潟県	4	9					9	42	73	1					1	73
富山県								20	49	2						51
石川県								9	11							11
福井県								19	41							41
山梨県								10	13							13
長野県		2					2	34	111						2	109
岐阜県								36	46							46
静岡県		1					1	60	306	1					3	304
愛知県	2	2					2	71	109						5	104
三重県	1	2					2	32	56							56
滋賀県								11	19							19
京都府								15	23						1	22
大阪府								53	160						7	153
兵庫県								57	87						1	86
奈良県								26	38							38
和歌山県								17	20							20
鳥取県								21	40						1	39
島根県		1					1	24	32	1					2	31
岡山県								20	31							31
広島県	1	2					2	21	33							33
山口県	1	1					1	29	74						5	69
徳島県								26	47							47
香川県	1	1					1	22	37						1	36
愛媛県	2	4					4	17	37							37
高知県								7	9							9
福岡県	1	1					1	37	73	1					3	71
佐賀県								15	20	2					1	21
長崎県								18	26							26
熊本県								7	10							10
大分県																
宮崎県								4	5							5
鹿児島県								1	1							1
沖縄県	1	1					1	27	38	3					5	36

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場 数 ^{注2)}	2 1 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	2 2 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 1 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	2 2 年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								10	22							22	
仙台市								9	13							13	
さいたま市								6	11							11	
千葉市	1	1					1	12	36							36	
横浜市	2	2					2	19	68							68	
川崎市		1					1	21	74						4	70	
相模原市	1	2					2	12	40						5	35	
新潟市		1					1	14	25						1	24	
静岡市								13	24						2	22	
浜松市								8	20							20	
名古屋市								15	42	3						45	
京都市								13	31	2						33	
大阪市								20	51		1					52	
堺市								15	17	2					1	18	
神戸市								11	22	2					3	21	
岡山市								13	17						1	16	
広島市								25	51	5					1	55	
北九州市		1					1	23	108	5						113	
福岡市								8	25							25	
函館市								1	1							1	
旭川市								2	4							4	
青森市								5	6							6	
盛岡市								2	3							3	
秋田市								8	15							15	
郡山市								3	3							3	
いわき市		1					1	10	30		4					34	
宇都宮市	1	1					1	6	19							19	
前橋市								4	12						2	10	
川越市								6	12						3	9	
船橋市								2	2							2	
柏市																	
横須賀市								6	20							20	
富山市	1	1					1	11	15							15	
金沢市	1		1				1	7	6	3						9	
長野市								9	16						2	14	
岐阜市								6	6							6	
豊橋市								4	7	1						8	
岡崎市	1	1					1	4	11						4	7	
豊田市								8	50							50	
大津市								3	5							5	
高槻市								3	19							19	
東大阪市								2	14							14	
姫路市	1	1					1	16	55	6					5	56	
尼崎市								12	27						1	26	
西宮市								5	4	1						5	
奈良市								2	4							4	
和歌山市								8	10							10	
倉敷市		1					1	17	45							45	
福山市								10	18				2			18	
下関市								2	2							2	
高松市								6	7							7	
松山市								2	4							4	
高知市								5	7							7	
久留米市								3	3							3	
長崎市								5	9							9	
熊本市								4	6							6	
大分市	2	3					3	7	23							23	
宮崎市								2	4							4	
鹿児島市								4	7							7	
合 計	29	54	1	0	0	0	1	54	1814	4090	56	14	2	0	0	90	4070

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉					
	22年度末 事業場数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県	1	1	1					1	1			2	2	
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
() 内に再掲した。

表 I - 8 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉					
	22年度末 事業場数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合計	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	22年度末 事業場数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数
北海道	1(1)							1(1)	1(1)				
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	2					2	2(2)						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県								1	1				
埼玉県													
千葉県													
東京都	1(1)					1(1)	1(1)						
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県									1				
福井県	2(2)					2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)		
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)					1(1)	1(1)						
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	2	3	3			1	1						
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2					2	2						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
()内に再掲した。

表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	22年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)	
		22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市	1						1	1					
横浜市	1(1)						1(1)	1(1)					
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市						1(1)							
宇都宮市													
前橋市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	1	1	1										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	16(7)	6(2)	6(2)	0(0)	1(1)	12(5)	12(7)	4(3)	5(3)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
()内に再掲した。

表 I - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末		21年度末 施設数
			事業場数	施設数	
北海道	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	2	2(2)	2	2	2(2)
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県	1	1	1	3	3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県		1			1
福井県	5(5)	5(5)	2(2)	5(5)	5(5)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
() 内に再掲した。

表 I - 8 (3b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末		21年度末 施設数
			事業場数	施設数	
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	1	1	1	1	1
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市		1(1)			1(1)
宇都宮市					
前橋市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	1	1	1	1	1
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合 計	23(11)	25(14)	17(7)	25(11)	27(14)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 9 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小 計								
	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県										1	1	1	1	1	1
山形県															
福島県	2	3	3(3)				2	3	3(3)				2	3	3(3)
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1				1(1)	1(1)	1	1(1)	1(1)	1	2(2)	2(2)	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市			3(3)						3(3)						3(3)
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	8(3)	11(3)	14(8)	0(0)	0(0)	0(0)	8(3)	11(3)	14(8)	2(1)	2(1)	2(0)	10(4)	13(4)	16(8)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

表 I - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)		
北海道	1		1	3	3										
青森県				1	1								1		1
岩手県															
宮城県				2	2										
秋田県															
山形県															
福島県								2	2						
茨城県	2		2	5	5			2	1	1					
栃木県				2	2										
群馬県				1	1										
埼玉県				5	4	1									
千葉県	3		3												
東京都				3	3										
神奈川県				1	1										
新潟県				3	3										
富山県				1	1										
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県	3		3	14	11		3	2	2						
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府				4	3		1								
兵庫県	1		1	1	1										
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県				4	4										
岡山県															
広島県	2		2												
山口県				12	10		2								
徳島県															
香川県															
愛媛県								2	2						
高知県															
福岡県															
佐賀県				1	1										
長崎県															
熊本県				1	1			1		1					
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県				1	1										

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)		
札幌市				1	1										
仙台市				3	2			1							
さいたま市															
千葉市	2	1	1												
横浜市															
川崎市	1	1		4	4										
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市				1	1										
京都市															
大阪市				10	9	1									
堺市				5	5										
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市	3	3		5	2	1	2								
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1			1	1		
宇都宮市				1		1									
前橋市															
川越市															
船橋市				1		1									
柏市															
横須賀市															
富山市				1	1										
金沢市															
長野市															
岐阜市				2	2										
豊橋市				1	1										
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市				5	5			1	1			4		4	
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1						
倉敷市	4	4		6	6										
福山市	5	4	1												
下関市															
高松市				1	1										
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市	2	2													
宮崎市															
鹿児島市															
合計	32	29	3	114	100	5	9	12	10	2		6	1		5

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	1	1
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県										2	2	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	2	2					2	2		4	4	
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉					
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							6		6	11	1	10
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	3	2	1	2	2	0	9	3	6	32	18	14

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道				15	3	12				15	3	12
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		25	22	3	2	2		28	25	3
茨城県	3		3	28	27	1	3	1	2	34	28	6
栃木県	3	3		59	47	12	2	1	1	64	51	13
群馬県	1	1		7	4	3	2	1	1	10	6	4
埼玉県				44	24	20	4	2	2	48	26	22
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				13	5	8				13	5	8
富山県				38	37	1				38	37	1
石川県				1	1					1	1	
福井県				17	10	7	2	1	1	19	11	8
山梨県				3	3		1	1		4	4	
長野県				13	6	7	2	1	1	15	7	8
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	4	3	1	60	44	16	6	3	3	70	50	20
愛知県	8	5	3	105	26	79	9	4	5	122	35	87
三重県	2	2		31	24	7	2	1	1	35	27	8
滋賀県				16	9	7	3	2	1	19	11	8
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				11	11		4	3	1	15	14	1
兵庫県	2		2	8	8					10	8	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				3	1	2	2	1	1	5	2	3
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2		2	21	10	11
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				25	7	18	1		1	26	7	19
大分県				1		1				1		1
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設									小計		
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				2	2					2	2	
名古屋市				18	16	2				18	16	2
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市				2	2					2	2	
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				1	1		1	1		2	2	
北九州市	1		1	3	2	1				4	2	2
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1				3	2	1
川越市				1	1					1	1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				29	15	14	5	2	3	34	17	17
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市				1	1					1	1	
高知市												
久留米市				3		3				3		3
長崎市												
熊本市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
合計	28	18	10	728	469	259	59	30	29	815	517	298

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	18	10		8	27	20	2	5	114	89	2	23
青森県	10	5	1	4	23	8	7	8	32	21	5	6
岩手県	2	2			25	13	5	7	30	15	6	9
宮城県	6	6			28	28			31	31		
秋田県	3	1		2	13	11		2	51	39	3	9
山形県	7	5	1	1	12	5	1	6	28	15	3	10
福島県	5	3		2	30	28		2	51	40	2	9
茨城県	28	16	2	10	65	53	2	10	77	57	10	10
栃木県	10	8		2	33	23	2	8	48	41	3	4
群馬県	16	15		1	27	26		1	47	36	3	8
埼玉県	43	24	4	15	80	77		3	90	80	2	8
千葉県	46	30	1	15	75	59	3	13	77	54	4	19
東京都	109	71	8	30	46	28	1	17	46	38	5	3
神奈川県	34	25		9	28	26	1	1	31	22	5	4
新潟県	8	6		2	53	45	2	6	60	39	10	11
富山県	6	1		5	15	12		3	19	12		7
石川県					12	10		2	25	21		4
福井県	6	6			15	14		1	31	21	4	6
山梨県	3	3			22	15		7	25	19	1	5
長野県	7	4	3		29	29			70	44	14	12
岐阜県	2	2			32	15	4	13	71	49	13	9
静岡県	28	9	11	8	45	23	15	7	87	57	18	12
愛知県	46	23	9	14	49	33	9	7	96	59	21	16
三重県	17	12		5	35	25	2	8	61	51	3	7
滋賀県	5	3		2	21	18		3	39	28	1	10
京都府	6	2		4	13	9	4		29	22	3	4
大阪府	36	25		11	39	28	2	9	44	34	3	7
兵庫県	19	14		5	35	32	1	2	72	59	7	6
奈良県	6	5		1	24	17		7	40	35		5
和歌山県					12	6	3	3	34	25	3	6
鳥取県	5	3	2		6	1	3	2	36	26	6	4
島根県	5	3		2	10	3	1	6	29	15	9	5
岡山県	4	4			15	13		2	46	39	4	3
広島県	9	3		6	21	19		2	55	47	1	7
山口県	13	11		2	24	17	1	6	49	39	5	5
徳島県	2	1		1	23	20		3	51	36	6	9
香川県	7	4		3	8	6		2	28	26		2
愛媛県	6	6			20	6	7	7	53	34	12	7
高知県					14	8	2	4	30	22	4	4
福岡県	15	10		5	30	25		5	54	40	5	9
佐賀県	4			4	13	11		2	45	34	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	60	37	7	16
熊本県	2	2			25	14	7	4	44	34	4	6
大分県	3	1		2	13	11		2	19	18		1
宮崎県	9	5	1	3	8	8			21	16	1	4
鹿児島県					24	16	2	6	48	33	1	14
沖縄県	8	2		6	18	13		5	32	9	4	19

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	11	6	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	10	6		4	5	3		2	3	1		2
さいたま市	11	11			3	2	1		5	5		
千葉市	13	7	2	4	3	3			5	3		2
横浜市	27	18	4	5	4	3	1		6	5		1
川崎市	24	15		9	6	3	3		16	10		6
相模原市	7	4		3	1	1			9	9		
新潟市	12	8		4	10	5	2	3	17	12	1	4
静岡市	6		4	2	3		3		9		9	
浜松市	8	4		4	11	10		1	21	19		2
名古屋市	19	12	2	5	1	1			3	1		2
京都市	21	12	3	6	1	1			10	5	2	3
大阪市	26	16	3	7	7	6	1		9	6	2	1
堺市	15	9		6	2			2	5	3		2
神戸市	15	13		2	3	2		1	3	3		
岡山市	8	4	3	1	1	1			30	26	1	3
広島市	9	4		5	4	2		2	31	20	2	9
北九州市	19	13		6	3	3			19	10		9
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		
函館市	3	1		2					3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	6	4	2		6	4	2		3	2		1
盛岡市	3	3			3	3			6	5		1
秋田市	4	1		3	3	1		2	6	6		
郡山市	4	4			2	1		1	1	1		
いわき市	15	9	3	3	5	2	2	1	6	4	1	1
宇都宮市	7	2	5		4	4			5	2	1	2
前橋市	3			3	4	2		2	3	3		
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
船橋市	8		8		2		2		1			1
柏市	5		3	2	3		3		2		2	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
富山市	2	1		1					10	8		2
金沢市	7	5		2	4	1		3	6	3	1	2
長野市	3	3			1			1	11	10		1
岐阜市	5	5			6	5	1		5	5		
豊橋市	3	1	2		4	2		2	4	2	1	1
岡崎市	7	5		2					6	4	1	1
豊田市	4		1	3	3	1		2	3	3		
大津市					7	5	1	1	3	2		1
高槻市	5	5			2	1	1		2	2		
東大阪市	8	1	5	2	3		1	2	2		2	
姫路市	11	4		7	10	6		4	6	4		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	4		
西宮市	7	7			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			4	3		1	10	9		1
倉敷市	11	8		3	12	9		3	19	17	1	1
福山市	4			4	6	6			14	14		
下関市	2	1		1	1	1			8	6		2
高松市	5	2		3					8	7		1
松山市	8	5		3	3	2	1		12	6		6
高知市	3		3		1	1			3	2		1
久留米市	3	3							4	3	1	
長崎市	4	4							3	2		1
熊本市	4	4			1	1			5	5		
大分市	9	5	1	3	2	1		1	15	9	2	4
宮崎市	3			3	1	1			2	1		1
鹿児島市	4	2		2	2		2		13	7		6
合計	1108	675	104	329	1447	1062	118	267	2686	1969	257	460

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	77	29	1	47	19	13		6	11	3		8
青森県	53	16	6	31	10	5		5	8	3	3	2
岩手県	70	15	17	38	11	4	2	5	1		1	
宮城県	51	51			12	12			5	5		
秋田県	20	12		8	1			1	3	3		
山形県	61	19	1	41	6	4		2	7	5		2
福島県	17	13		4	15	10		5	9	8		1
茨城県	202	75	2	125	33	18	1	14	10	6	2	2
栃木県	81	45		36	26	12		14	10	10		
群馬県	37	18		19	23	6		17	5			5
埼玉県	31	21	2	8	83	25	3	55	13	7		6
千葉県	140	51		89	30	18		12	16	7		9
東京都	52	32		20	52	28		24	23	14		9
神奈川県	36	22	1	13	17	9	1	7	4	3		1
新潟県	67	26		41	25	15		10	19	16		3
富山県	37	24		13	9	8		1	2	1		1
石川県	44	24	1	19	6	5		1	1	1		
福井県	48	24		24	11	11			7	4		3
山梨県	27	12		15	8	6		2	6	5		1
長野県	58	28	4	26	14	8		6	6	4		2
岐阜県	88	82	3	3	50	44		6	11	9	2	
静岡県	105	65	1	39	37	23		14	22	9		13
愛知県	56	38		18	25	15		10	10	7		3
三重県	87	54		33	23	15		8	9	6		3
滋賀県	41	31		10	14	12		2	10	9		1
京都府	35	17		18	6	5		1				
大阪府	22	12		10	8	7	1		7	4		3
兵庫県	112	79		33	31	20		11	9	8		1
奈良県	106	40		66	16	7		9	3	2		1
和歌山県	35	17		18	8	7		1	5	3		2
鳥取県	41	19	3	19	7	6		1	1	1		
島根県	30	11	5	14	4	1		3	8	3	3	2
岡山県	57	24		33	5	4		1	6	5		1
広島県	57	34	1	22	16	8		8	15	10		5
山口県	51	36		15	22	21		1	9	6		3
徳島県	82	40		42	10	8		2	4	4		
香川県	64	22		42	16	14		2	7	4		3
愛媛県	76	27	6	43	29	17		12	16	7		9
高知県	64	36		28	15	11		4	4	3		1
福岡県	90	52		38	34	32		2	13	12		1
佐賀県	43	25		18	8	5		3	4	1		3
長崎県	33	15		18	3	2		1	4	2		2
熊本県	39	5	6	28	7	5	1	1	9	7		2
大分県	18	7		11	8	7		1	3	3		
宮崎県	35	9		26	2	1		1				
鹿児島県	74	33		41	13	8		5	7	6		1
沖縄県	28	5		23	10	1		9	6	2		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注3)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注3)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注3)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	4	1		3	3	2		1	2	2		
仙台市	8	6		2	1			1				
さいたま市	2	2			6	3		3	3	2		1
千葉市	17	9		8	9	6		3	3			3
横浜市	11	11			29	26		3	5	5		
川崎市	1	1			4			4	3	3		
相模原市	3	3			2	1		1				
新潟市	21	10		11	9	8		1	2	2		
静岡市	24	15	4	5	11	5	4	2	4	4		
浜松市	18	13		5	3	3			1	1		
名古屋市	17	5	7	5	9	2	4	3	7	1	2	4
京都市	15	13		2	15	15			2	2		
大阪市	4	2		2	7	6		1				
堺市	14	7		7	6	6			2	2		
神戸市	12	8		4	3	2		1	1	1		
岡山市	15	9		6	2	2			2			2
広島市	12	10		2	1	1			2	1		1
北九州市	11	8		3	1			1	3	1		2
福岡市	5	2		3								
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					3			3
青森市	14	1		13	3			3	4	1		3
盛岡市	10	7		3	2	2			5	1		4
秋田市	3	2		1					1	1		
郡山市	7	5		2	4	2			2			
いわき市	3	3			2				2			
宇都宮市	5			5	2	2			1			1
前橋市	17	6		11	3	2		1				
川越市	3	1		2	2	1		1	1			1
船橋市	3	3			3	2		1				
柏市	6	1	2	3	2	2						
横須賀市	2			2	1			1	5			5
富山市	16	5		11	8	3		5	2	1		1
金沢市	8	4		4	7	5		2	1	1		
長野市	7	3		4								
岐阜市	6	4		2	2	2			1	1		
豊橋市	4	2		2	1	1						
岡崎市	7	7			6	5		1				
豊田市	4	3		1	3	1		2				
大津市	5	2		3								
高槻市	5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		1	1				
姫路市	13	11		2	5	4		1	1	1		
尼崎市	2	2			3	3						
西宮市									2	2		
奈良市	12	8		4	6	5		1	2	1		1
和歌山市	14	13		1	4	2		2	7	6		1
倉敷市	5	5			2	1		1	3			3
福山市	31	21		10	4	4						
下関市	4	2		2					1	1		
高松市	9	5		4	2	1		1				
松山市	14	9		5	1	1						
高知市	18	6		12	2	1		1				
久留米市	7	4		3	6	6						
長崎市	7	4		3	4	4						
熊本市	9	6		3	2	2			1	1		
大分市	8	2		6	2	2			4	2	1	1
宮崎市	8	4		4	1			1	1			1
鹿児島市	11	5		6	3	2		1	1			1
合計	3308	1698	76	1534	1059	679	18	362	457	285	14	158

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計							
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
		法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	
北海道	266	164	5	97	285	171	5	109
青森県	136	58	22	56	139	59	22	58
岩手県	139	49	31	59	139	49	31	59
宮城県	133	133			136	136		
秋田県	91	66	3	22	91	66	3	22
山形県	121	53	6	62	123	55	6	62
福島県	127	102	2	23	157	129	2	26
茨城県	415	225	19	171	458	261	19	178
栃木県	208	139	5	64	274	192	5	77
群馬県	155	101	3	51	166	108	3	55
埼玉県	340	234	11	95	393	264	12	117
千葉県	384	219	8	157	395	227	8	160
東京都	328	211	14	103	331	214	14	103
神奈川県	150	107	8	35	151	108	8	35
新潟県	232	147	12	73	248	155	12	81
富山県	88	58		30	127	96		31
石川県	88	61	1	26	89	62	1	26
福井県	118	80	4	34	137	91	4	42
山梨県	91	60	1	30	95	64	1	30
長野県	184	117	21	46	199	124	21	54
岐阜県	254	201	22	31	257	203	22	32
静岡県	324	186	45	93	394	236	45	113
愛知県	282	175	39	68	423	226	39	158
三重県	232	163	5	64	267	190	5	72
滋賀県	130	101	1	28	149	112	1	36
京都府	89	55	7	27	93	57	7	29
大阪府	156	110	6	40	175	127	6	42
兵庫県	278	212	8	58	290	222	8	60
奈良県	195	106		89	195	106		89
和歌山県	94	58	6	30	94	58	6	30
鳥取県	96	56	14	26	96	56	14	26
島根県	86	36	18	32	90	40	18	32
岡山県	133	89	4	40	136	91	4	41
広島県	173	121	2	50	178	126	2	50
山口県	168	130	6	32	185	142	6	37
徳島県	172	109	6	57	172	109	6	57
香川県	130	76		54	132	78		54
愛媛県	200	97	25	78	203	100	25	78
高知県	127	80	6	41	127	80	6	41
福岡県	236	171	5	60	261	185	5	71
佐賀県	117	76	3	38	122	79	3	40
長崎県	123	68	10	45	124	69	10	45
熊本県	126	67	18	41	154	75	18	61
大分県	64	47		17	65	47		18
宮崎県	75	39	2	34	76	40	2	34
鹿児島県	166	96	3	67	168	97	3	68
沖縄県	102	32	4	66	103	33	4	66

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計							
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
		法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	
札幌市	29	16	5	8	30	17	5	8
仙台市	27	16		11	30	18		12
さいたま市	30	25	1	4	30	25	1	4
千葉市	50	28	2	20	52	29	2	21
横浜市	82	68	5	9	86	71	5	10
川崎市	54	32	3	19	59	37	3	19
相模原市	22	18		4	22	18		4
新潟市	71	45	3	23	71	45	3	23
静岡市	57	24	24	9	77	41	24	12
浜松市	62	50		12	64	52		12
名古屋市	56	22	15	19	75	39	15	21
京都市	64	48	5	11	73	55	5	13
大阪市	53	36	6	11	65	47	7	11
堺市	44	27		17	56	39		17
神戸市	37	29		8	37	29		8
岡山市	58	42	4	12	58	42	4	12
広島市	59	38	2	19	61	40	2	19
北九州市	56	35		21	68	42	1	25
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	36	12	4	20	36	12	4	20
盛岡市	29	21		8	29	21		8
秋田市	17	11		6	18	12		6
郡山市	18	13		5	18	13		5
いわき市	31	18	6	7	36	22	6	8
宇都宮市	24	10	6	8	25	10	7	8
前橋市	30	13		17	33	15		18
川越市	13	5	1	7	14	6	1	7
船橋市	17	5	10	2	18	5	11	2
柏市	18	3	10	5	18	3	10	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
富山市	38	18		20	47	19		28
金沢市	33	19	1	13	33	19	1	13
長野市	22	16		6	22	16		6
岐阜市	25	22	1	2	27	24	1	2
豊橋市	16	8	3	5	22	13	3	6
岡崎市	26	21	1	4	28	22	1	5
豊田市	17	8	1	8	51	25	1	25
大津市	15	9	1	5	15	9	1	5
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	46	30		16	78	52		26
尼崎市	19	13	1	5	19	13	1	5
西宮市	11	11			11	11		
奈良市	28	22		6	29	22		7
和歌山市	45	39		6	51	44		7
倉敷市	52	40	1	11	70	58	1	11
福山市	59	45		14	64	49		15
下関市	16	11		5	28	23		5
高松市	24	15		9	26	17		9
松山市	38	23	1	14	39	24	1	14
高知市	27	10	3	14	27	10	3	14
久留米市	20	16	1	3	23	16	1	6
長崎市	18	14		4	18	14		4
熊本市	22	19		3	22	19		3
大分市	40	21	4	15	44	25	4	15
宮崎市	16	6		10	16	6		10
鹿児島市	34	16	2	16	35	17	2	16
合計	10065	6368	587	3110	11058	7032	592	3434

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				垂鉛回収施設						
	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉			
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県								1		1				
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)		
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満						
	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道													1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県													1	1		
埼玉県																
千葉県																
東京都								1				1				
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県								2	2				2			2
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府								1	1							
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県								1	1							
香川県																
愛媛県	3	3						1				1				
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県								2	2							

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満						
	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市								1			1					
横浜市								1				1				
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市	1		1													
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	6	6	0	0	0	0	0	0	12	8	1	3	4	2	0	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設—都道府県別)

	廃棄物焼却炉									合計						
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小計			22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}			
	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)					附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道								1	1				1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2				2	2		
茨城県																
栃木県								2	2				2	2		
群馬県								1	1				3	1		2
埼玉県																
千葉県																
東京都								1				1	1			1
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	1				1			5	2			3	5	2		3
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府								1	1				1	1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県								1	1				1	1		
香川県																
愛媛県								4	3			1	4	3		1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県								2	2				2	2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉									合計							
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小計			22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}		
	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}					別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市									1			1			1		1
横浜市									1					1			1
川崎市																	
相模原市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
盛岡市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
前橋市																	
川越市																	
船橋市																	
柏市																	
横須賀市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
大津市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
尼崎市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
倉敷市									1		1			1		1	
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	23	16	1	6	25	16	1	8	

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	1	0
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求件数	0	0

表 - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 ^{注 1)}	194	59
法第 1 8 条に基づく届出件数 ^{注 2)}	709	206
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 ^{注 3)}	-	18
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 ^{注 4)}	-	25

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

(政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市	1			
宇都宮市				
前橋市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	1	0	0	0

表 I - 1 4 (1 a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別一都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
北海道	6	12	2	5		
青森県	4	34	3	21		
岩手県	2	9				
宮城県	1	18	1	4		
秋田県		3				
山形県	3	7				
福島県	4	6	1			
茨城県	4	32	1	14		
栃木県	4	15				
群馬県	4	11	1			
埼玉県	4	24	2	20		
千葉県	8	26		6		
東京都	3	43	1	12		
神奈川県	2	7		1		
新潟県	5	19	11	1		
富山県		10		1		
石川県	8					
福井県		8		4		
山梨県	2	5				
長野県		8				
岐阜県	4	14	2	2		
静岡県	21	44	5	11		
愛知県	14	29	2	10		
三重県	4	10				
滋賀県		10				
京都府		18		1		1
大阪府	2	13	7	15		
兵庫県	1	23	1	2		
奈良県	1	4				
和歌山県		6				
鳥取県	3	9		1		
島根県	4	6	4	4		
岡山県	14	5				
広島県	1	3		1		
山口県		4		2		1
徳島県	3	21		1	8	8
香川県		9		1		1
愛媛県	2	11			3	2
高知県						
福岡県	4	12	2	4		
佐賀県		7	1	2		
長崎県						
熊本県		5				
大分県						
宮崎県	1	2		1		
鹿児島県	2	17				
沖縄県	2					

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 I - 1 4 (1 b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別一政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
札幌市		1				
仙台市		1				
さいたま市	1					
千葉市	1					
横浜市	4	7			2	
川崎市		10			8	
相模原市	1	1	1			
新潟市	1	4				
静岡市	7				1	
浜松市	8	1	2		2	
名古屋市		5	1		4	
京都市	1		1			
大阪市		7			18	3
堺市		3				1
神戸市		3				1
岡山市	5	8	2			2
広島市	1	4				
北九州市	6	6				1
福岡市						
函館市						
旭川市		1	1		1	
青森市						
盛岡市						
秋田市		1			1	
郡山市		2				
いわき市	1	5			4	
宇都宮市						
前橋市	1	3			1	
川越市		1				
船橋市						
柏市						
横須賀市		3	1		8	
富山市	1					
金沢市						
長野市	1		1			
岐阜市		3				
豊橋市						
岡崎市						
豊田市	1		1		1	
大津市		1				
高槻市						
東大阪市						
姫路市	1	7				
尼崎市		1				
西宮市						
奈良市						
和歌山市		12				4
倉敷市	4					2
福山市		20			6	2
下関市		1				
高松市						
松山市						1
高知市		1			1	
久留米市	1	2	1		1	
長崎市						
熊本市		1				
大分市		4				1
宮崎市						
鹿児島市						
合計	194	709	59	206	18	25

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。